

請負契約書

契約件名 不動産賃貸借・リース資産管理システムの導入の委託

契約金額 金*****円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

内訳 別紙 内訳書のとおり

日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社を甲とし、〇〇〇〇株式会社を乙とし、次のとおり本契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下、総称して「仕様書等」という。）に定める委託内容を履行期限（委託期間の定めのあるものについては履行期間を含む。）までに完了するとともに、成果物を納入期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

(履行期限等)

第3条 履行期限等は、仕様書のとおりとする。

(権利又は義務の譲渡)

第4条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。ただし、乙が書面により申し出た場合において、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託)

第5条 乙は、本契約に係る受託業務の遂行に当たり、当該業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」というものとし、当該第三者を「再委託先」というものとする。）する場合は、再委託に関する事項を記載した書面を甲に事前に提出し、甲の書面による承諾を得なければならないものとする。再委託先が第三者に対して更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、本契約に係る受託業務の全部又は一部を再委託した場合は、自己が負う義務と同等の義務を再委託先に負わせるものとし、当該再委託先の管理監督責任は乙が負うものとする。

3 再委託先が第16条に規定する契約解除の事由（又は同様の事由）に該当し又は該当するおそれがある場合、乙は、直ちに甲にその旨を報告するとともに、甲の指示に従って再委託先の変更等必要な措置を講じるものとする。この場合、同条第1項第8号及び第10号における相手方は甲とし、その他同条の規定を再委託先に適用するために必要な読み替えを行うものとする。

4 前項の場合において、乙が相当の期間内に甲の指示に従って必要な措置を講じない場合、甲は、催告その他の手続を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

5 乙は、当該再委託先が本契約の義務に違反したことにより又は前項により甲に損害が生じた場合には、甲に対して直接、損害賠償責任を負うものとする。

6 再々委託先以降に関しても、本条の規定を準用する。

(仕様書等の疑義)

第6条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、甲による前項の説明のみに従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、甲の説明が不適当なことを知って、乙が異議を申し立てたにもかかわらず、甲がなお当該説明による履行を求めたときは、この限りでない。

(監督等)

第7条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、乙の受託業務（甲が提供した資料等の保護及び管理を含む。以下、本条において同じ。）が適正に行われているか等について、乙に報告を求め、若しくは監査を行い、又は必要がある場合は、監督社員を定め、乙の作業場所等に派遣して、甲の定めるところにより監督させ、乙に対し必要な指示をさせること（以下、本条において「監督等」という。）ができるものとする。ただし、乙は甲の指示に対して合理的でないと判断した場合は、指示の内容に関して甲と協議の上対応するものとする。

2 乙は、受託業務に関して、情報漏えいその他の事故、違法行為、苦情等（以下、本条において「事故等」という。）が生じ、又はそのおそれが生じた場合（再委託先以降において事故等が生じ、又はそのおそれが生じた場合を含む。）、当該事故等について、その発生原因のいかんにかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに対応措置を講じるとともに、対応について甲と協議し、その指示に従うものとする。

3 甲は、第1項の監督等の結果や前項の事故等の発生状況等を踏まえ、必要があると判断するときは、乙に対し、本契約の履行方法又は預託情報の管理方法等について、改善を求めることができるものとする。

4 甲は、監督社員を定めたときは、その社員の氏名並びに権限及び事務の範囲を遅滞なく乙に通知するものとする。

5 乙は、甲による監督等に対し、必要な資料の提出を行うなど、相当の範囲内で協力するものとする。なお、協力する内容については、甲乙協議の上決定するものとする。

6 監督社員は、監督に係る職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとし、甲はそのために必要な措置を監督社員に対して講じるものとする。

7 監査等を行うために必要な実費は甲の負担とし、監督等を受けるのに必要な実費は、乙の負担とする。

(履行完了の届出)

第8条 乙は、本契約に係る受託業務の履行を完了したときは、関係書類（仕様書等において成果物の納入が義務付けられているときは、当該成果物を含む。）等をもって、速やかに甲に届け出るものとする。

(検収)

第9条 甲は、乙が本契約に基づく成果物を納入したときは、甲の定める手続等により、成果物が契約内容に合致するか否かを速やかに確認し、合格と認めたときのみ受け入れる（以下「検収」という。）。

2 乙は、甲による検収のための作業に対し、相当の範囲内で協力するものとする。

3 甲は、前各項に定める検収に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(所有権及び危険負担の移転)

第10条 本契約に基づく成果物の所有権は、甲が検収した時に乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転した時以降、甲は乙の責めに帰すべか

らざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(代金の請求及び支払)

第11条 乙は、契約の履行を完了した場合において、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める請求書を受理したときは、受理した日が属する月の翌月末日（以下「約定期限」という。）までに代金を支払うものとする。

(※下請代金支払遅延防止法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法に該当する契約の場合)

2 甲は、履行完了日の翌月25日（同日が土曜日、日曜日又は休日の場合は前営業日）（以下「支払期限」という。）に支払うものとする。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、約定期限に代金を乙に支払わない場合は、約定期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、遅延に陥った時点の法定利率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、乙に対し、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(※下請代金支払遅延防止法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法に該当する契約の場合)

第12条 甲は、支払期限までに代金を支払わなかった場合は、乙に対し、履行完了日から起算して60日を経過した日から支払いをする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うものとする。

(納入期限の猶予等)

第13条 乙は、納入期限までに債務の本旨に従った履行をしないこと又は履行が不能であることが見込まれる場合は、その理由及び履行可能な納入期限を甲に速やかに申告し、甲乙協議する。

2 甲は、乙が納入期限までに債務の本旨に従った履行をしないとき又は履行が不能であるときは、納入期限の翌日から起算して、契約物品の納入の日（甲が契約を解除したときは、解除の日）までの日数に応じて、契約金額に遅延に陥った時点の法定利率を乗じて得た遅滞金及び納入が完了しなかったことにより甲に生じた直接及び通常の損害を乙に請求することができる。ただし、乙の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、その賠償額は、本契約の契約金額を上限とする。

(契約の内容に適合しない場合等による債務不履行)

第14条 甲は、甲は、検収後1年以内に、成果物に不適合を発見したときは乙に通知することとし、成果物の修補又は再履行（以下「再履行等」という。）を請求することができる。

なお、再履行等に必要な一切の費用は乙が負担する。

2 前項期間経過後も履行内容又は成果物に重大な不良が発生し、甲に損害が生じた場合は、乙に損害賠償を請求することができる。ただし、乙の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、その賠償額は、本契約の契約金額を上限とする。

3 前二項の規定は契約期間満了後においても有効に存続する。

(契約の変更)

第15条 甲又は乙は、必要がある場合は、納入期限、納入場所等の契約条件について、甲乙協議の上、変更することができる。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要しないで本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 営業の取消し、又は停止の処分を受けたとき
 - (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡り（電子債権記録機関の取引停止処分を含む。）になったとき
 - (3) 信用資力の著しい低下があったとき、又は委託内容に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - (4) 第三者より自己の財産に対して、差押、仮差押、仮処分その他の強制執行、競売、保全命令若しくは保全執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立等の事実が生じたとき
 - (6) 解散を決議し、他の会社と合併し、又は本契約の第4条に違反したとき
 - (7) 制限行為能力者となり又は居所不明になったとき
 - (8) 相手方の書面による承諾なく事業の全部又は重要な一部の譲渡をしたとき
 - (9) 監督官庁から許可、認可、免許若しくは登録が取り消され又はこれらの更新が拒絶されたとき
 - (10) 相手方の信用を害する行為があったとき
 - (11) 資本構成、信用状態又は事業内容に重大な変更を生じたことにより、本契約の履行が困難となったとき
- 2 甲又は乙は、相手方が本契約で定められた義務に違反し、相当の期間をおいて催告したにもかかわらず是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要しないで本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 履行期限までに履行を完了できないことが客観的に明らかなとき
 - (2) 本契約の履行に関し、本人又はその代理人若しくは使用人に不法、不正又は背信的な行為があったとき
- 4 甲又は乙は、第1項から第3項までに定める事由が生じたことによりこの契約を解除できる場合、相手方に対して、解除権の行使に代え、又は解除権の行使とともに、契約の解除に伴い発生した損害を請求することができる。ただし、相手方の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、その賠償額は、本契約の契約金額を上限とし、直接かつ通常の損害に限るものとする。

(暴力団等の排除等)

第17条 甲及び乙は、自らの役員等（役員若しくは実質的に経営権を有する者又はそれらの代理人若しくは使用人をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次に掲げる者（以下、これらを総称して「暴力団等」という。）であること。

ア 日本郵政グループ各社又は乙が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 日本郵政グループ各社又は乙が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

- (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自らの役員等又は委託先等が自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方の役員等又は委託先等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、相手方に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等を行うことなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙の再委託先等（再委託先若しくは下請け又はそれらの役員等をいう。再委託先又は下請けが数次にわたるときはその全てを含む。以下同じ。）については、次のとおりとする。
- (1) 乙は、乙の再委託先等が第1項に該当せず、将来にわたっても該当しないことを確約し、かつ第2項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (2) 乙は、その再委託先等が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。
 - (3) 乙が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、本条各号の規定により契約を解除した場合、相手方に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。
- （マネー・ローンダリング等の防止）
- 第18条 乙は、本契約期間中、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先が経済制裁対象者に該当しないことを確約する。
- なお、本契約において、経済制裁対象者とは、外国為替及び外国貿易法に基づき資産凍結者リストとして財務省が公表する者をいう。
- 2 乙は、本契約の履行にあたって、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する法令その他影響を受けるすべての国や地域の法令や規則等（米国財務省外国資産管理室による規制等、域外適用される海外法令等を含む。）を遵守する。
- 3 乙は、本契約を履行するにあたり再委託を行う場合は、再委託先に対し、前2項を遵守させる。
- 4 甲は、乙が第1項から第3項の規定のいずれかに反することが判明したときは、何らの催告をすることなく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 甲は、前項の規定により契約を解除した場合、乙に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額（契約期間の終期までに継続した場合に甲が支払う金額とする。）の100分の10に相当する金額を、甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満の場合はこの限りではない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の規定に基づく排除措置命令、又は同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき

(2) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号。その後の改正を含む。）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

2 前項の規定は甲に生じた直接及び通常の損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し、賠償を請求することを妨げない。

3 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

第20条 乙は、本契約の履行過程で生じた成果物に係る著作権に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を甲に譲渡する。乙は、甲又は甲の指定する者に対し、当該著作物に係る著作者人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。

2 本契約の履行過程で生じた成果物に、第三者が有する知的財産権（不正競争防止法により保護されるあらゆる利益を含む。以下同じ。）が含まれているときは、乙は当該知的財産権の使用等に必要な全ての費用を負担し、一切の権利処理に関する手続を行うものとする。この場合、乙は当該著作物の使用許諾条件等につきあらかじめ書面により甲の承諾を得るものとする。

3 乙は、本契約に基づく受託業務の履行若しくは当該履行過程で生じた成果物の使用、収益又は処分等において、第三者の有する知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。万一、第三者から権利主張、苦情又は損害賠償請求等の紛争等が生じたときは、乙の費用（甲の弁護士費用を含む。）と責任において全て解決するものとし、甲に対して一切の迷惑をかけないこととする。甲は、当該紛争の事実を知ったときは、速やかに乙に通知し、乙は甲の指示に基づき当該紛争の解決に協力するものとする。

4 甲及び乙は、仕様書等に前3項と異なる定めがあるときは、これに従うものとする。

(支払代金の相殺)

第21条 本契約により乙が甲に支払うべき金員があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

(個人情報の保護及び秘密の保全)

第22条 甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示を受けた情報並びに本契約上の債務の履行に関し知り得た甲及び甲の顧客等の情報（以下、総称して「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持しなければならない。

また、秘密情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の秘密情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。ただし、次に掲げる情報については、この限りでない。

- (1) 本契約に違反することなく、相手方からの開示の前後を問わず公知となった情報
 - (2) 開示を受ける前に既に保有している情報
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (4) 独自に開発した情報
- 2 乙は、秘密情報をこの受託業務遂行の目的以外には利用してはならない。
 - 3 乙は、秘密情報を盗用、改ざん、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
 - 4 乙は、秘密情報を複製してはならない。
 - 5 乙は、乙の役員又は従業者であっても、本契約の履行のために必要のない者に秘密情報を開示してはならない。
 - 6 乙は、この受託業務の履行のために秘密情報の取扱いを行う者を特定するとともに、当該者に対し、秘密情報の安全管理のために必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 - 7 乙は、本契約終了時に、甲の求めに応じ、秘密情報の一切を甲に返還し、又は甲の指示する方法によりこれらを破棄若しくは消去し、その旨の証明書を甲に交付するものとする。
 - 8 乙は、自己又はその委託先が本条各項に違反して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 9 乙は、秘密情報を法令、裁判所の決定若しくは命令又は行政官庁の要請により必要とされる場合、弁護士、会計士、税理士その他の外部専門家に対しこの契約上の権利及び義務の行使に必要な範囲で開示する場合、並びに甲の事前の書面による承諾を得た場合においては、開示することができる。この場合において、乙は外部専門家及び甲の承諾を得て開示した第三者に対し、本条に定める義務を遵守させる責任を負う。
 - 10 甲は、法令に基づく公権力の発動等によって乙の秘密情報の開示を強制される場合、当該法令に要求される範囲で乙の秘密情報を開示することができるものとする。
この場合、甲は、乙に対し、開示前に遅滞なく、その旨及び開示の対象となる乙の秘密情報を書面で通知するものとする。ただし、当該通知を行うことが法令又は契約等に違反する場合はこの限りではない。
 - 11 本条の規定は、本契約期間終了後においても有効に存続する。
(紛争の解決)
- 第23条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。
(裁判所管轄)
- 第24条 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。ただし、東京簡易裁判所に調停を提起することを妨げないものとする。

本契約書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。ただし、本契約書を電子契約とする場合は、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後、電子署名を施し各々その電磁的記録を保管する。

2025年 月 日

甲 契約責任者 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社
代表取締役執行役員社長 中井 克紀

乙 受託者 住所
〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○